

神戸市住環境改善支援制度補助金交付要綱

平成 30 年 10 月 1 日 住宅都市局長決定
令和 3 年 3 月 30 日 都市局長最終改正

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、単独では市場価値が低く流通困難な狭小地を隣地と統合することにより、空き家や空き地の解消を促し、住環境の改善に寄与するため、隣地統合及び住環境改善空地の整備に関する経費について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土地 登記記録における一筆を単位とする土地（原則、宅地に限る。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有するものを除く。
- (2) 狭小地 平成 30 年 10 月 1 日時点において、面積が 60 平方メートル未満の土地をいう。
- (3) 隣地 狭小地と 2 メートル以上接する土地をいう。
- (4) 隣地統合 狭小地又はその隣地（当該土地に存する建物を含む）を購入し、二筆を統合することをいう。ただし、短冊状に分筆されているなど、通路として利用している又は利用していたと判断される狭小地又は隣地を含むものは除く。
- (5) 購入物件 隣地統合のため、新たに購入する見込みの狭小地又はその隣地及び当該土地に存する建物をいう。
- (6) 住環境改善空地 地域の住環境改善に寄与する空間として、狭小地又は隣地（次章の補助金の交付を受けて隣地統合を行ったものに限る。）内に整備する空地をいう。

第 2 章 隣地統合事業

(対象者)

第 3 条 補助事業の対象となる者は、次の各号のすべてに該当する個人又は法人とする。

- (1) 隣地統合後の狭小地及び隣地の所有者であること。
- (2) 神戸市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

(対象となる隣地統合)

第4条 補助事業の対象となる隣地統合は、次の各号のすべてに該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 狭小地及び隣地は、「神戸市密集市街地隣地統合事業補助金交付要綱」の別図に定める区域を除く神戸市内に存すること。
- (2) 申請時点において、狭小地及び隣地は、それぞれ異なる個人又は法人が所有するものであること。複数人で所有している場合も、同様とする。
- (3) 狭小地又は隣地が、申請年度を含む過去3年度の間、この要綱に基づく補助金の対象となっていないこと。
- (4) 隣地統合後10年間は、統合を解消せず一体として利用すること。

(対象経費)

第5条 補助事業の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、補助事業者が当該年度内に実施する隣地統合に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。ただし、補助事業者が法人の場合、消費税及び地方消費税に相当する額は含まないこととする。

- (1) 狭小地及び隣地の合筆のための測量、明示又は登記に要する経費
- (2) 購入物件（新たに狭小地及び隣地の両方を購入する場合は、いずれか一方をいう。以下この条において同じ）の登記に要する経費
- (3) 購入物件の購入に要する仲介手数料（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条に規定する報酬をいう。）

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内で次の各号に掲げる額のうちいずれか低い額を限度とする。

- (1) 補助対象経費の合計額（千円未満の端数は切り捨て）
- (2) 500千円

(交付申請)

第7条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 狭小地及び隣地の所在地、位置関係及び2メートル以上接することがわかる書類（位置図、現況写真及び現況図等）
- (3) 狭小地及び隣地（新たに購入する見込みの狭小地又はその隣地に存する建物を含む）の所有者がわかる書類（公図及び登記事項証明書等（原則、発行日から3か月以内のもの。以下同じ。））

- (4) 補助対象経費及びその明細がわかる見積書等の写し
- (5) 事務代行を依頼する場合にあっては、事務代行届（様式第1号の2）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付の決定（以下、この章において「交付決定」という。）を行うときは、次に掲げる書類により速やかに申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって速やかに申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金不交付決定通知書（様式第3号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（補助事業の着手）

第9条 補助事業の着手は、交付決定を受けた日以降でなければならない。なお、着手とは、補助事業に係る契約又は購入物件の売買契約の締結をいう。

（補助事業の変更等）

第10条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認（以下、この章において「交付決定変更」という。）を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）に変更内容を確認できる書類を添付して、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第6号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第11条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後、速やかに、かつ交付決定を受けた日の属する市の会計年度の3月末日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書（様式第8号）
- (2) 購入物件を購入したことがわかる書類（売買契約書及び領収書の写し並びに登録事項証明書等）
- (3) 補助対象経費に係る契約書等、明細書及び請求書又は領収書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第 12 条 市長は、報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助金規則第 16 条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

(1) 補助金額確定通知書（様式第 9 号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、確定した補助金の交付額が、交付決定（補助事業の内容等を変更（軽微な変更を除く。以下この章において同じ。）した場合にあっては、交付決定変更）における交付決定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第 13 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第 10 号）を当該補助事業の完了後、速やかに市長へ提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金の請求を、補助事業を請け負った者に委任することができる。委任をする場合は、受領委任状（様式第 11 号）を市長へ提出しなければならない。

3 前 2 項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助事業者へ支払うものとする。

4 補助事業者は、次の各号のすべてに該当する場合は、第 1 項に規定する補助金請求書の提出を省略することができる。この場合、市長は、補助金の交付額の確定後、速やかに補助金を補助事業者へ支払うものとする。

(1) 第 7 条に規定する補助金交付申請書に補助金の振込口座の指定があること。

(2) 交付決定及び交付決定変更にあたって、この要綱及び補助金規則に規定する事項以外の交付条件が付加されていないこと。

(3) 第 2 項に規定する受領委任をしないこと。

(4) 交付申請額が交付決定額と同額であること。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 14 条 市長は、補助金規則第 19 条により交付決定（補助事業の内容等を変更した場合にあっては、交付決定変更）の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 12 号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

第3章 住環境改善空地の整備事業

(対象者)

第15条 補助事業の対象となる者は、前章事業の補助金を交付された個人又は法人とする。

(対象となる住環境改善空地)

第16条 補助事業の対象となる住環境改善空地は、次の各号のすべてに該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 申請時点において、日常一般に公開されていないものであること。
- (2) 整備後10年間は、日常一般に公開され、歩行者が自由に通行又は利用できるものであること。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項及び第43条の規定により、道路又は通路として整備するものは除く。
- (3) 過去にこの章に基づく補助金の対象となっていないこと。

(対象経費)

第17条 補助対象経費は、補助事業者が当該年度内に実施する住環境改善空地の整備に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。ただし、補助事業者が法人の場合、消費税及び地方消費税に相当する額は含まないこととする。

- (1) 工事費（側溝を含む通路整備、広場整備、植栽、掲示板設置）
- (2) (1)に関する設計費
- (3) (1)に関する工事監理費
- (4) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第18条 補助金の額は、予算の範囲内で次の各号に掲げる額のうちいずれか低い額を限度とする。

- (1) 補助対象経費の合計に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨て）
- (2) 500千円

(交付申請)

第19条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号の3）
- (2) 住環境改善空地の位置図
- (3) 整備前の写真
- (4) 整備の内容がわかる図面
- (5) 補助対象経費及びその明細がわかる見積書の写し
- (6) 事務代行を依頼する場合にあっては、事務代行届（様式第1号の2）

(7) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第 20 条 市長は、補助金規則第 6 条による補助金の交付の決定（以下、この章において「交付決定」という。）を行うときは、次に掲げる書類により速やかに申請者に通知するものとする。

(1) 補助金交付決定通知書（様式第 2 号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第 6 条第 3 項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって速やかに申請者に通知するものとする。

(1) 補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の着手)

第 21 条 補助事業の着手は、交付決定を受けた日以降でなければならない。なお、着手とは、補助事業に係る契約の締結をいう。

(補助事業の変更等)

第 22 条 補助事業者は、補助金規則第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる承認（以下、この章において「交付決定変更」という。）を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第 4 号）に変更内容を確認できる書類を添付して、同第 2 号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 5 号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第 6 号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第 7 号）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第 23 条 補助事業者は、補助金規則第 15 条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後、速やかに、かつ交付決定を受けた日の属する市の会計年度の 3 月末日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業実績報告書（様式第 8 号の 2）

(2) 整備後の写真

(3) 補助対象経費に係る契約書等、明細書及び請求書又は領収書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第 24 条 市長は、報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助金規則第 16 条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

- (1) 補助金額確定通知書（様式第 9 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、確定した補助金の交付額が、交付決定（補助事業の内容等を変更（軽微な変更を除く。以下この章において同じ。）した場合にあっては、交付決定変更）における交付決定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第 25 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第 10 号）を当該補助事業の完了後、速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の補助金の請求を、補助事業を請け負った者に委任することができる。委任をする場合は、受領委任状（様式第 11 号）を市長に提出しなければならない。
- 3 前 2 項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助事業者へ支払うものとする。
- 4 補助事業者は、次の各号のすべてに該当する場合は、第 1 項に規定する補助金請求書の提出を省略することができる。この場合、市長は、補助金の交付額の確定後、速やかに補助金を補助事業者へ支払うものとする。
 - (1) 第 19 条に規定する補助金交付申請書に補助金の振込口座の指定があること。
 - (2) 交付決定及び交付決定変更にあたって、この要綱及び補助金規則に規定する事項以外の交付条件が付加されていないこと。
 - (3) 第 2 項に規定する受領委任をしないこと。
 - (4) 交付申請額が交付決定額と同額であること。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 26 条 市長は、補助金規則第 19 条により交付決定（補助事業の内容等を変更した場合にあっては、交付決定変更）の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 12 号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(業務の委託)

第 27 条 市長は、補助金の交付に係る業務の一部を外郭団体等に委託することができる。

(その他)

第 28 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

補助金交付申請書

年 月 日

神戸市長 宛

住所	〒 ー
氏名	
電話番号	

※法人の場合、主たる事務所の所在地・名称・代表者氏名を記入

下記補助金の交付について、申請します。

記

補助事業の名称	神戸市住環境改善支援制度（隣地統合事業）		
隣地統合を行う 土地の概要	狭小地	所在地(地番)	神戸市 区
		土地面積	m ²
		所有者	
		建物の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（購入予定地の場合いずれかに☑）
	隣地	所在地(地番)	神戸市 区
		土地面積	m ²
		所有者	
		建物の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（購入予定地の場合いずれかに☑）
補助金の額	(千円未満切り捨て)		円
算出の基礎 (低い方に☑)	<input type="checkbox"/> 補助対象経費 合計		円
	合筆の測量・明示・登記に要する経費		円
	登記に要する経費		円
	仲介手数料		円
	<input type="checkbox"/> 500,000円		

事務代行届

年 月 日

神戸市長宛

(申請者)

住所		
氏名		印

補助金に関する申請事務の手続きを下記のとおり代行させます。なお、代行者が行う申請事務の手続きについて、異議申し立てを行いません。

記

補助事業の名称	神戸市住環境改善支援制度 (<input type="checkbox"/> 隣地統合事業 <input type="checkbox"/> 空地整備事業)	
代行者	住所	
	団体名	印
	担当者名	
	電話番号	

以上

補助金交付申請書

年 月 日

神戸市長 宛

住所	〒 ー
氏名	
電話番号	

※法人の場合、主たる事務所の所在地・名称・代表者氏名を記入

下記補助金の交付について、申請します。

記

補助事業の名称	神戸市住環境改善支援制度（住環境空地整備事業）		
補助事業の期間	着手予定年月日	年	月 日
	完了予定年月日	年	月 日
隣地統合事業の 交付決定日・番号	年 月 日付 第 号		
空地整備を行う 土地の概要	所在地(地番)	神戸市 区	
	所有者		
補助金の額	(千円未満切り捨て)		円
算出の基礎 (低い方に☑)	<input type="checkbox"/> 補助対象経費 × 補助率 1/2 =		円
	(補助対象経費 合計)		円)
	工事費		円
	設計費		円
	工事監理費		円
<input type="checkbox"/> 500,000円			

<p>補助金の振込口座 (いずれかに☑)</p>	<p><u>受領委任（業者に市から直接支払い）を行わない場合</u> <input type="checkbox"/> 事業完了後（実績報告後）、次の口座に振り込んでください。</p> <table border="1" data-bbox="582 295 1410 620"> <tr> <td>金融機関名</td> <td>銀行</td> <td>支店</td> </tr> <tr> <td>預金種目</td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>普通 <input type="checkbox"/>当座 <input type="checkbox"/>その他（ ）</td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>口座名義</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>(カナ)</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>※申請者名と一致している口座名義とする。</p> <p><u>受領委任（業者に市から直接支払い）を行う場合</u> <u>計画変更の可能性がある場合</u> <input type="checkbox"/> 事業完了後（実績報告後）、補助金請求書を提出します。</p>	金融機関名	銀行	支店	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他（ ）		口座番号			口座名義			(カナ)		
金融機関名	銀行	支店														
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他（ ）															
口座番号																
口座名義																
(カナ)																
<p>誓約及び承諾事項 (確認のうえ☑)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 要綱の規定を遵守し、申請した内容に虚偽がないこと 2 補助金交付決定通知後に補助事業に係る契約を締結し、申請した内容を遵守すること 3 補助事業完了後、事業を実施した土地の状況等について、神戸市が求めた場合、必要な協力を行うこと 4 本申請事項を確認するため、納税、暴力団との関係の有無等を含む調査を市長が実施することについて承諾すること 5 住環境改善空地の整備後10年間は、日常一般に公開し、歩行者が自由に通行又は利用できるようにすること 6 所有権を第三者に移転する場合は、この誓約・承諾の内容を説明するとともに内容を継承すること 7 誓約・承諾の有効期間は、住環境改善空地の整備後10年間とすること <p><input type="checkbox"/> 上記項目について、誓約及び承諾します。</p>															
<p>添付書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住環境改善空地の位置図 ・整備前の写真 ・整備の内容がわかる図面 ・補助対象経費及びその明細がわかる見積書の写し ・＜事務代行を依頼する場合＞事務代行届（様式第1号の2） ・＜振込口座を記載する場合＞口座番号等がわかる書類（通帳の写し等） ・その他市長が必要と認める書類（ ） 															

以上

補助金交付決定通知書

(公 印 省 略)
第 号
年 月 日

(補助事業者名) 様

神戸市長

年 月 日付で申請のあった下記事業については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	神戸市住環境改善支援制度 (□隣地統合事業 □空地整備事業)
補助金の交付対象事業 及びその内容等	補助金交付申請書に記載のとおり
所在地	神戸市 区
補助金の額	円
補助対象経費	円
交付の条件	<ul style="list-style-type: none">補助事業者は、補助金規則及び補助金交付要綱に従うこと。上記のほか、補助事業の実施に際してその内容等に変更等が生じた場合は、速やかに市長に報告するとともに必要な手続きを行うこと。補助事業の完了後、速やかにかつ当該年度の3月末日までに、市長に実績を報告しなければならない。

以上

補助金不交付決定通知書

(公 印 省 略)
第 号
年 月 日

(申請者名) 様

神 戸 市 長

年 月 日付で交付申請のあった事業については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	神戸市住環境改善支援制度 (<input type="checkbox"/> 隣地統合事業 <input type="checkbox"/> 空地整備事業)
不交付とした理由	

以上

補助金交付決定内容変更承認申請書

年 月 日

神戸市長宛

住所	
氏名	

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、
次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業の名称	神戸市住環境改善支援制度（ <input type="checkbox"/> 隣地統合事業 <input type="checkbox"/> 空地整備事業）
変更の理由及び内容	
補助金の額	（ 円） 円
算出の基礎	
添付書類	

※表中、変更前の金額は上段に（ ）書き、変更後の金額は下段に記入する。

以上

補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

神戸市長宛

住所	
氏名	

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、
次のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業の名称	神戸市住環境改善支援制度（ <input type="checkbox"/> 隣地統合事業 <input type="checkbox"/> 空地整備事業）
中止（廃止）の理由	
中止（廃止）の期日	年 月 日

以上

補助金交付決定変更通知書

(公 印 省 略)
第 号
年 月 日

(補助事業者名) 様

神 戸 市 長

年 月 日付で変更承認申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	神戸市住環境改善支援制度 (□隣地統合事業 □空地整備事業)	
補助金の交付対象事業及びその内容等	補助金交付決定内容変更承認申請書に記載のとおり	
所在地	神戸市 区	
補助金の額	変更前	円
	変更後	円
	差引	円
補助対象経費	変更前	円
	変更後	円
交付の条件	・補助金交付決定通知書 (年 月 日付 第 号) の「交付の条件」のとおりとする。	

以上

補助事業中止（廃止）承認通知書

（公印省略）
第 号
年 月 日

（補助事業者名）様

神戸市長

年 月 日付で中止（廃止）承認申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	神戸市住環境改善支援制度（ <input type="checkbox"/> 隣地統合事業 <input type="checkbox"/> 空地整備事業）
交付決定日・番号	年 月 日付 第 号
中止（廃止）の期日	年 月 日

以上

補助事業実績報告書

年 月 日

神戸市長宛

住所	
氏名	

年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、その実績を報告します。

記

補助事業の名称	神戸市住環境改善支援制度（隣地統合事業）		
補助事業の期間	着手年月日	年 月 日	
	完了年月日	年 月 日	
補助金の額	（ 円） 円		
添付書類	・購入物件を購入したことがわかる書類（売買契約書及び領収書の写し並びに登記事項証明書等） ・補助対象経費に係る契約書等、明細書及び請求書又は領収書の写し ・その他市長が必要と認める書類（ ）		

※交付決定内容を上段に（ ）書き、実績を下段に記入する。

以上

補助事業実績報告書

年 月 日

神戸市長宛

住所	
氏名	

年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、その実績を報告します。

記

補助事業の名称	神戸市住環境改善支援制度（空地整備事業）		
補助事業の期間	着手年月日	(年 月 日)
	完了年月日	(年 月 日)
補助金の額	(円)
添付書類	・整備後の写真 ・補助対象経費に係る契約書等、明細書及び請求書又は領収書の写し ・その他市長が必要と認める書類 ()		

※交付決定内容を上段に（ ）書き、実績を下段に記入する。

以上

補助金額確定通知書

(公 印 省 略)
第 号
年 月 日

(補助事業者名) 様

神 戸 市 長

年 月 日付で実績報告のあった下記事業について、次のとおり補助金の額を
確定したので通知します。

記

補助事業の名称	神戸市住環境改善支援制度 (□隣地統合事業 □空地整備事業)
補助金の確定額	円
補助対象経費	円
特記事項	

以上

補助金請求書

年 月 日

請求金額	円
補助事業の名称	神戸市住環境改善支援制度 (□隣地統合事業 □空地整備事業)
交付決定日・番号	年 月 日付 第 号

上記のとおり、補助金を交付されたく請求します。

神戸市長 宛

住所	〒 ー
氏名	

・振込口座

金融機関名	銀行	支店
預金種目	□普通 □当座 □その他 ()	
口座番号		
口座名義		
(カナ)		

※補助事業者名と一致している口座名義とすること。

※振込口座の口座番号等がわかる書類 (通帳の写し等) を添付すること。

以上

受領委任状

年 月 日

神戸市長 宛

(委任者)

住所		
氏名		印

私は、下記1の受任者を定め、下記2の補助金に係る下記3の金額の受領を委任します。

記

1. 受任者 ※法人の場合、主たる事務所の所在地・名称・代表者氏名を記入

住所	〒	—	
団体名			印
代表者名			

2. 補助事業の名称

神戸市住環境改善支援制度 (□隣地統合事業 □空地整備事業)

3. 受領委任する金額

金	円
---	---

4. 振込口座

金融機関名	銀行	支店
預金種目	□普通 □当座 □その他 ()	
口座番号		
口座名義		
(カナ)		

※受任者名と一致している口座名義とすること。

※振込口座の口座番号等がわかる書類(通帳の写し等)を添付すること。(実績報告書に添付している「補助対象経費に係る請求書の写し」に振込口座の記載がある場合は不要)

補助金交付決定取消通知書

(公 印 省 略)
第 号
年 月 日

(補助事業者名) 様

神 戸 市 長

年 月 日付 第 号で交付決定した下記事業については、次のとおり交付決定を取消したので通知します。

記

補助事業の名称	神戸市住環境改善支援制度 (□隣地統合事業 □空地整備事業)
補助金の額	円
取消しの理由	

以上